

寧波商人姚鵬飛と長崎貿易

松 浦 章

一、緒言

中国浙江省の寧波は「東は日本に連なり」^①と言われる如く、遣唐使以来、明州と呼ばれた時代から日本と關係の深い港である。その後、明代の冊封体制下において室町幕府の使節が来航する港は寧波に指定されていたため、永く日本との關係を維持したのである。^②

他方、明朝は「海禁」策を取り、中国民衆の海外渡航を厳禁したが、海禁の弛緩^③とともに、日本に通ずると言われたのは、浙江と福建の人々であった。とりわけ、浙江人の日本へ通ずるものは全て寧波と定海から船出す^④る。

と言われたように、寧波が対日渡航の重要な基地の一つであった。

そして、次代の清朝は復明を標榜して台湾に拠った鄭氏に

對抗するため海禁策である「遷界令」を一時期布いたため大陸からの海外渡航船は漸次減少した。しかし、鄭氏が降ると、これを解除したので、海外渡航船は激増したのである。^⑤特に寧波より日本に出かけていく商船は急増したようである。そのことは、寧波を訪れたイエズス会士ド・フォンタネーが一七〇四年(康熙43)一月十五日付書簡の中で、

寧波から日本へは、順風に乘れば三、四日間で渡れますし、この港からナガサキにむけて多数の船が発たない年はありませんので、わたしはこの大国の現状を知りたいという好奇心をもちました。^⑥

と記しているように、当時の寧波は対日貿易にとって重要な港であったのである。

それでは、この頃の寧波商人は対日貿易にどのように関与していたのであろうか。

この問題解明には、長崎に来航した全ての中国商人の出身が明らかにされる必要があるが、現在の所、その一部の商人

しか明らかでない。^⑧

ところが、漂着という偶然的な事情から対日貿易に関与した一寧波商人が知られる。そこで、本稿は、この商人の長崎貿易との関係を通して、清代前期の寧波商人の対日貿易の実態を解明できればと考えるものである。

二、寧波商人姚鵬飛の朝鮮漂着

李氏朝鮮の英祖六年（雍正8、享保15、一七三〇）四月二十八日のこと、慶尚道西生浦に一隻の外国船が漂着した。^⑨そこで、西生の僉使朴師佖が調べに行き、通訳の趙弘瑞が漂着した乗組員に事情を聞いたところ、彼等は次のように答えたのである。

私達は全て、中国浙江寧波府の商人であります。江南撫院の命を受け、日本の長崎島へ銅を購入に差し使わされたものです。今年二月十九日に出帆し、四月三日に普陀山沿海に行き、そこでたちまち台風に逢い、海上では船を制禦することが出来ず、この地に漂着した次第であります。乗船人員は四十三人、内一人が不幸にして病死しました。^⑩

と答えたので、朝鮮側では、その所持していた公文を調べたところ、印跡も、記載されている人名も、日本への銅購入に行くことも明白であることが判明した。そして、彼等に救済

のための食料が支給されたのである。^⑪

ただ、ここで問題になったのは、病死者の処置であった。乗組員等は埋葬を希望したが、朝鮮側は火葬を主張した。しかし、乗組員等は火葬の習慣が無いとの理由を言い、朝鮮官吏も勝手に埋葬することが出来ないことを言って調整がつかなかったため、朝鮮官吏が京城にその処置を求めたのである。^⑫ところが、その返答が来る前に、乗組員等は銅の購入期日におくれるからの理由で、出帆許可を求めてきたのである。そこで、朝鮮側では船体も什物も完全であるため、出帆を許可し、乗組員等は、先の死者を棺に入れ船尾に乗せ、五月十八日、日本に向けて出帆したのであった。^⑬

この間の事情は朝鮮側の「報西生浦漂人解咨」に詳しいのであるが、これには中国商人名は記されていない。この「咨文」に対する清朝の礼部の「回答」があつて、その中に、
今内地人姚鵬飛等四十二人、漂風到朝鮮國。既經該國王發回。應行文浙・閩・江南督撫。俟姚鵬飛等四十二人回籍之日。查明報部。相應移咨會該國王可也。^⑭

とあつて、朝鮮国へ漂着した四十二名とは姚鵬飛等のことであつたことがわかる。そして彼等は帰国後、浙江、福建、江蘇所轄の総督、巡撫等による取り調べが待っていたのである。このように、雍正八年、朝鮮国に漂着した寧波商人とは姚鵬飛であつたことは明らかであらう。

それでは、この姚鵬飛は対日貿易にどのようなにかかわつて

いたのであろうか。この点を、日本側資料から明らかにしてみたい。

三、姚鵬飛と長崎貿易

寧波商人の姚鵬飛がいつ頃から長崎貿易に加わっていたのであろうか。彼の名が最初に知られるのは、元禄十二年(康熙38、一六九九)のことである。同年の四月十二日に長崎へ入港した二一番普陀山船の「申口」に見える。この船は六一人乗組み、三月二十八日に浙江、舟山列島の内の普陀山を出帆してきたのであった。この申口の中で、

本船頭陳徳官儀、并乗渡り之船共に、去年二十二番之船人に而御座候、脇船頭姚鵬飛事は、去年七十一番船客仕參申候。^⑩

とあり、脇船頭姚鵬飛の名が知られる。この申口から、彼はこの時が最初の長崎来航ではなく、既に前年に来航していたことがわかる。その時の船は元禄十一年(康熙37、一六九八)の七一番号船であり、船頭は陳四官であった。^⑪この時姚鵬飛は船客として来航したため名が「申口」には見えなかったのである。

つぎに、姚鵬飛の名が知られるのは宝永元年(康熙43、一七〇四)のことである。同年の六月十三日、上海を四八人乗組んで出帆し、七月十二日に長崎へ来航した四四番南京船が、

それである。この時の申口に、

本船頭姚鵬飛儀は、去年二十六番船客仕罷渡り申候。^⑫

とあり、宝永元年四四番南京船の船頭姚鵬飛は、さらに元禄十六年(康熙42、一七〇三)の二六番船の客として来航していたことがわかる。しかし、この二六番船のことは管見の資料では詳細が不明である。

その後しばらく、姚鵬飛の名は見えず、七年後の正徳元年(康熙50、一七一二)の二十番寧波船の船頭として来航している。そのことは『唐蛮貨物帳』に見え、正徳元年六月七日付の「唐船貨物改帳」に、

船頭姚鵬飛 人数四拾三人

とあり、「白糸 三百五拾斤」以下三十八品種の積荷目録が知られる。^⑬

さらに、同年の十一月三日付の「式拾番 寧波船帰帆荷物買渡帳 船頭姚鵬飛」^⑭が知られ、姚鵬飛が日本より買渡った荷物がわかる。彼は、この年、長崎で、

御割付 売立銀合百四十四貫貳百十七匁五分

金ニメ式千四百三両貳歩銀七匁五分^⑮

の額の取引をしたのである。そして、丁銀にして、二貫七百目と銅五万四千七十六斤を含めた買物代銀は銀百十二貫七百七十五匁五分四厘七毛であった。その他、滞在中の費用が二十八貫七百四十一匁九分五厘三毛であった。^⑯

この一年の例しか明らかでないが、寧波商人姚鵬飛はこの

年、日本へ持渡つた積荷の全てを売却して、長崎で銀一四四貫目余の代金を得、その内、約七八・二%を中国への輸入品購入代金にあて、一・九%を丁銀で持帰り、一九・九%を滞在費として使つたことになる。

輸入品の内訳を比率で示すと銅は五一・一%、荒銅が一・三%、小間物は一・六%、いりこは三二・二%、干あわび四・七%、ふかのひれ〇・七%、昆布四・九%、狐皮三・三%、植木〇・二%となり、銅・荒銅及び海産物で九四・九%を占め、とりわけ、銅及び干なまこの比重は他を圧していたことがわかる。

翌正徳二年(康熙51、一七二二)にも姚鵬飛は来航した。

『唐通事會所日録』十、正徳三年(康熙52、一七二三)三月十日の条に、

卅九番船之財副姚天毓と申者歳廿六ニ罷成候、此者當正月ノ相煩申候ニ付、内科并外科・針打等申請、養生仕候へ共、験氣を得不申候、快氣之程無心元被存候、依之、病人も故郷江罷度段願申候、此度拾九番船出帆仕候、幸右病人之親姚鵬飛と申者、右之船ニ乗組罷在候ニ付、便乞帰唐之願仕候。

とあり、正徳二年の三九番寧波船の財副姚天毓と言う二六歳の者が病氣になり、色々治療したものの快方に向かわず、本人も帰国を希望していたところ、偶々、彼の父親姚鵬飛が長崎に滞在中で、その船の帰帆に際し、同乗帰国を願ひ出たも

のである。これは許可されたのであるが、この記事から、姚鵬飛、天毓親子が長崎貿易に従事していたこと、そして、天毓の年齢から姚鵬飛はこの頃五十歳前後であったと想像されるから、彼が長崎に来航したと判明する元禄十一年(一六九八)には三十歳代半ばであったものと思われる。

ついで、享保三年(康熙57、一七一八)の二番南京船の資料がある。同年正月十六日に長崎に来航し報告をしている。それには、

船頭姚鵬飛儀は、五年以前三十一番船の船頭仕罷渡り、翌未年迄致滞船、信牌を領し帰唐仕候、

とあり、姚鵬飛は享保四年前の正徳四年の三一番船船頭として来航し、翌正徳五年の未の年まで長崎に滞在していたことがわかる。しかし、正徳五年(康熙54、一七一五)に帰国して享保三年(康熙57、一七一八)に来航するまで中二年の空白期が奇妙に思われる。それは中国側でいわゆる「信牌問題」が生じていたためである。これについて、姚鵬飛が先の報告の中で次のように述べている。

然ば西三年之間、信牌相滞り罷在候処に、去年五月に、長崎の信牌を領し申候商船、前々之通致渡海候様にと勅許之段、浙江南京之撫院江到来有之候、依之先達信牌之分浙江之布政司江取納め有之候を、寧波之関部商人共江被返與候故、何も寧波の船を仕出し申候に付、私共も渡海仕覚悟に而支度仕候内に、南京之関部、信牌之

儀南京寧波両湊江分り候様にと、去年九月に北京江被相願候に付、其後於寧波、南京船自由に仕出し申儀難成候、依之私共船も無是非落着相待罷在候處に、同十一月に南京寧波両所江信牌を分け候様にと申来、同十二月に南京信牌之分は南京江渡り申候、夫故私共船も今度南京之関部へ信牌請取、罷渡り申候。

とあるように、日本が新たに発行した通商許可書である信牌の管轄をめぐって南京の関部、即ち江海関、寧波の関部、即ち浙海関との間に問題を生じていたため、日本への来航がおかれていたことを述べている。

そして、江海関へ渡った信牌を姚鵬飛が取得したのである。同海関に渡った信牌は他に魏岳臨、高令聞、黃唐卿等のものがあつた。

その後、姚鵬飛は享保五年(康熙59、一七二〇)、同八年(雍正元、一七二三)、同十一年(雍正4、一七二六)、同十五年(雍正8、一七三〇)とほぼ三年間隔で来航しているが、これは給牌の来航制限策によるためと思われる。

この享保十五年に長崎に来航する以前に、朝鮮へ漂着していたのである。五月十八日に慶尚道西生浦を離れ、六月二日に長崎に入港したのであるが、日本ではこの時の漂着について何ら報告されなかつたようである。

この時の来航が最後となつたようで、姚鵬飛に給牌された信牌は享保十八年(雍正11、一七三三)四月八日に来航した十五

番南京船船頭周有洛が持渡つていて、彼は来航していない。

以上のことから、姚鵬飛は元禄十一年(一六九八)の七一番寧波船の客としてより、享保十五年(一七三〇)の十九番南京船船頭としてまで三十二年間に十二度の来航が知られ(別紙1参照)それは、彼の三十代半ばから六十代後半の時期まで半生をかけた仕事であつた。

四、姚鵬飛と商人仲間

寧波商人姚鵬飛はどのような商人集団と関係あつたのだろうか。これは、寧波商人集団の動向を探る上で必要な問題ではある。そこで、彼と行動を伴にした商人達の記録を探りながら、この問題解明に接近してみたい。

姚鵬飛自身の商人仲間に関する記録は少ない。それは彼自身がかかなり資本力を有する商人であつたと思われるからで、その理由は彼の乗船して来た船が乗船人数(別表1)から見ても江浙地域から長崎来航した船としては比較的大型であつたと想像されるからである。このため逆に商人集団との接触記録が少ないのであるが、彼の乗船した貿易船の同船者との関係からみてみることにする。

①陳四官

姚鵬飛は元禄十一年(一六九八)十二月五日に長崎へ来航し

寧波商人姚鵬飛來航表 (表1)

1698	元禄11	71番寧波船 (12月5日入)	客
99	12	22番普陀山船 (4月12日入) (61人)	脇船頭
1700	13		
01	14		
02	15		
03	16	26番船	客
04	宝永 1	44番南京船 (7月12日入) (48人)	船頭
05	2		
06	3		
07	4		
08	5		
09	6		
10	7		
11	正徳 1	20番寧波船 (6月7日入) (43人)	船頭
12	2	19番南京船 客	
13	3	〔39番寧波船 (船頭程益凡) 財副姚天毓 26歳	
14	4	31番寧波船	船頭 (信牌方記録による)
15	5		
16	享保 1		
17	2		
18	3	2番南京船 (36人)	船頭
19	4	閏正月16日 閏10月18日	滞船
20	5	32番南京船	船頭
21	6	10月17日 6月17日	滞船
22	7		
23	8	31番南京船 (48人)	船頭
24	9	12月29日 11月2日	滞船
25	10		
26	11	37番南京船	船頭
27	12	12月22日 4月29日	滞船
28	13		
29	14		
30	15	4/28-5/18 朝鮮慶尚道西生浦漂着(42人). 19番南京船	船頭
31	16	6月2日 4月12日	滞船
32	17		
33	18	15番南京船 周有洛 (姚鵬飛代)	

(注) () 内の月日は長崎入港日, 数字は乗船人数。

た七一 寧波船の船客であったが、その時の船頭は陳四官である。
陳四官は、この時、八月一日に寧波を出帆したが、海上で大風に遭遇し、鹿兒島の屋久嶋に漂着し、十二月五日に長崎に入港したのである。この船は既に、同年正月五日、八番寧

波船として来航しており、その時も同船で、陳四官が船頭であった。
陳四官はこれより以前、元禄七年(一六九四)三八番寧波船船頭鍾元長の船客として初めて知られ、翌八年(一六九五)四一番宋居勝船の船頭となって長崎へ来航した。その時の「申

口」には、

私共船、當正月に寧波を為商売彼地（宋居勝）江罷渡り、
今度唐人数三十八人乗組候而、當六月十二日に私共船一
艘致出船渡海仕候、

とあるように、寧波からマレー半島東岸の宋居勝（シンゴラ）
へ行き、そこで取引して、当地の品を積み長崎に来航したこ
とが知られる。

翌九年（一六九六）には四五番普陀山船船頭として来航して
いる。つづいて元禄十年（一六九七）には二六番広東船船頭と
して来航した。この時には九年の十二月四日に広東城下を出
帆したと述べているから、同年普陀山船として長崎に来航し
て、帰国後、広東に行ったものと思われる。

そして、元禄十一年には先に触れたように同年に二度来航
し、二度目の十二月には姚鵬飛を船客として同船させていた
のである。ついで、元禄十三年（一七〇〇）一番寧波船船頭ま
で知られる。

このような陳四官の行動を見るならば、明らかに、寧波を
基地として、南はシャム湾沿岸のシンゴラ、広東、東は長崎
と行動範囲の広い寧波商人の特色の一端を備えていると言え
るのである。

② 陳徳官

姚鵬飛が元禄十二年（一六九九）二三番普陀山船の脇船頭と

陳 四 官 (表2)

西曆	中国	日本	長崎入港番立名	
1694	康熙33	元禄7	38番寧波船（船頭鍾元長）	客
1695	34	8	41番宋居勝船（38人）	船頭
1696	35	9	45番普陀山船（41人）	〃
1697	36	10	26番広東船（48人）	〃
1698	37	11	8番寧波船（52人）	〃
			71番寧波船（45人）	〃
1699	38	12		
1700	39	13	1番寧波船（45人）	〃

陳 徳 官 (表3)

西曆	中国	日本	長崎入港番立名	
1695	康熙34	元禄8	53番台州船（船頭馬階六）	客
1696	35	9		
1697	36	10	92番台州船（53人）	船頭
1698	37	11	22番普陀山船（62人）	〃
1699	38	12	21番普陀山船（61人）	〃

して来航した際の正船頭は陳徳官であった。
陳徳官は元禄八年（一六九五）五三番台州船の船客として初
めて知られ、その後、同十年（一六九七）九二番台州船船頭と
して長崎に来航し、同十一年（一六九八）、同十二年（一六九九）
両年に渡り普陀山船として来航している。彼が船頭として来
航した三度はいずれも五〇人以上の乗組員を用いる比較的大
型船であり、四度の来航とも浙江省からの船であることから、
浙江商人、ひいては寧波商人であった可能性が高い。

③ 劉以攻

姚鵬飛が元禄十六年（一七〇三）二六番船の船客として長崎
来航した際、同船の船客に劉以攻がいる。

劉以攻は別表（表4）からも明らかのように、この時既に十
余年もの実績のある商人であった。そこで彼の行動を年代順
に追って見ることにする。

元禄五年（一六九二）十番高州船は広東省雷州府に漂着した
日本人十二人を連れ渡ってきたが、その時の財副が劉以攻で
ある。

翌々元禄七年六五番麻六甲船の脇船頭として来航し、その
時の報告によれば、前年六年（一六九三）七六番普陀山船の筆
者役として来航したことが知られる。

この三年に渡る劉以攻の唐船での職務は、財副、筆者役、
脇船頭とあるが、筆者役は財副の日本語訳で、唐船の積荷、
諸事等の帳簿記入等船主の業務を補佐する職であり、脇船頭
は副船主のことで、いずれも唐船経営上重要な地位であった。

その後は、福建省福寧州の沙埭より来航した元禄八年（一
六九五）三三番沙埭船船頭から元禄十年（一六九七）の十七番舟
山船、同十一年（一六九八）の五四番寧波船、同十三年（一七〇
〇）十番寧波船、同年四五番南京船、十四年（一七〇二）二番
寧波船まで船頭として来航し、この間いずれも乗組員五〇人
前後の船であった。そして、元禄十六年（一七〇三）二六番船

の船客となり、翌宝永元年（一七〇四）二九番南京船の船頭と
して来航している。

その後の来航は明らかでないが、彼は寧波において、日本
貿易に関与していたことを示唆する記事が知られる。それは、
日本側が先に触れた信牌制度を実施したことによって、中国
商人側に信牌の取得をめぐるトラブルが生じるが、その中心
的な商人の一人として劉以攻の名が、長崎へ来航した唐船の
報告によつて知られ、彼の名は正徳六年（一七二六）五月三日
に來航した寧波船船頭王在珍の報告を初めとし数々見え、こ
の間の事情に一番詳しい享保三年（一七二八）九番南京船船頭
丁益謙の報告によつて記してみることにする。

然者未年（正徳5、康熙54、一七一五）御當地（長崎）の信牌を
領し申候四十二人之船頭共段々致帰唐、其内五十番（正
徳四年か）南京船頭胡雲客儀は、七月廿六日に御當地帰帆
仕、八月寧波着船いたし候所に、先達而於寧波に莊運卿、
謝叶運、劉以攻と申商人頭分に而、數十人を催し、日本
渡海之船頭共、胡雲客頭人に而朝廷之制度に背き、長崎
之商売を占請いたし、信牌を領し来り候由之虚説を構へ、
致讒訴候に付、浙江之撫院の右之趣被致奏達候處に、朝
廷の六部尚書九卿科道等之諸官に議奏いたし候様にと勅
諭有之、段々詮議之上無別條、去年五月信牌領し候商人
共、前々之通長崎渡海勅許に付、諸船頭共船を仕出し申
候。

劉以玖 (表4)

西曆	中国	日本	長崎入港番立名
1692	康熙31	元禄5	10番高州船 財副
1693	32	6	76番普陀山船 筆者役
1694	33	7	65番麻六甲船 脇船頭
1695	34	8	33番沙埋船 (52人) 船頭
1696	35	9	
1697	36	10	19番舟山船 (46人) 船頭
1698	37	11	54番寧波船 (60人) 船頭
1699	38	12	
1700	39	13	10番寧波船 (70人) 船頭 45番南京船 (56人) 〃
1701	40	14	21番寧波船 (54人) 〃
1702	41	15	
1703	42	16	26番船 客
1704	43	宝永	29番南京船 (58人)

とあり、日本の新制度の実施を聞き、その利権を得なかつた
 莊運卿等が寧波で、それに対抗する意味で「虚説」により官
 府へ訴え出したことから二、三年に渡つて紛糾したのであるが、
 この時の寧波で新制度たる信牌の給牌から除外された商人グ
 ループのリーダーに劉以玖がいたのである。つまり、劉以玖
 は寧波において、長年の実績をもつて対日貿易に関与してい

姚虞山 (表5)

西曆	中国	日本	長崎入港番立名
1687	康熙26	貞享4	1番船 船頭
1688	27	元禄	
1689	28	2	
1690	29	3	
1692	30	4	
1692	31	5	
1693	32	6	8番寧波船 (37人) 船頭
1694	33	7	2番普陀山船 (33人) 〃 脇船頭丁子文
1695	34	8	
1696	35	9	64番咬啗吧船 (46人、船頭薛文観) 客
1697	36	10	29番福州船 (41人、船頭薛文観) 脇船頭

たと思われるが、それがまさに予期せぬ信牌の実施により窮
 地に追いこまれたものと思われる。
 この結果、劉以玖等の訴はしりぞけられ、新制度下の長崎
 貿易からは敗退していったものと思われる。逆に姚鵬飛は長
 崎来航を続けていたために、信牌を入手する機会を得、この
 時期を乗り越えた商人とも言える。

④丁紫雲と姚虞山

姚鵬飛が享保八年（一七三三）三一番南京船の船頭として来航した時の船は、前年七年（一七三二）の二番南京船を使っている。

この二番南京船の船頭は莫俊明で、脇船頭は丁紫雲であった。船頭莫俊明は父親莫天一の後をついだ最初の来航で、丁紫雲の方は、

二拾八年以前二番船の船頭仕参候。

とある長崎貿易の経験者であり、この二八年以前とは、元禄七年（一六九四）の二番普陀山船のことと思われる。それは、この二番船の報告中に、

本船頭姚虞山儀、去年は八番船に船頭仕罷渡り申候、脇船頭丁子文事は、四年已前客仕参申候。

とあり、この丁子文が丁紫雲と同一人物と思われるからである。そして、この丁子文の船頭が姚鵬飛と同姓の姚虞山であり、さらに別表（表1、表5）からも明らかのように、両姚の来日は姚虞山後鵬飛と時間的にも継続することからこの両姚は同族あるいは父子関係に近い親族であつたと見て誤りないものと思われる。

五、小 結

以上のように、朝鮮に漂着したことから残された偶然的な

資料に見えた寧波商人姚鵬飛の姿を日本側資料に追いつめた結果、彼は長崎貿易に少なくとも三十二年もの経験を有した商人であつた。彼は人生の半ばを長崎貿易に従事したのであり、さらに彼の一族と思われる姚虞山の時代からすれば四十余年もの年月に渉る。その上、彼の息子も長崎貿易に従事していたことも明らかとなつた。

姚鵬飛に関する記録から寧波商人集団の全貌を明らかにすることは現在のところ困難ではあるが、彼の関係した少数の商人の行動記録から見ても有力な寧波商人達が彼の周辺にいたことを彷彿させるに充分であつた。また彼の他の商人集団との関係記録が、その長崎来航した時期の長さの割に少ないことや、彼が船頭となつた船が当時としては大型であつたことから見て、姚鵬飛は自主自営の強い経済力を有する商人であつたと思われる。

寧波は対日貿易の基地というだけでなく、中国大陸沿海における海上商品流通の機軸的位置にあり、寧波人は商いをもつて全国に知られる存在であつたから、姚鵬飛の経済力の背景にはこの点を無視することは出来ないであろう。

〔註〕

① 嘉慶『大清一統志』卷二九一、寧波府に「府境東南北三面環海。東連日本」とある。

② 栢原昌三氏「日支貿易港としての寧波港」上・下（『歴史と地理』五巻四号、六号、一九二〇年四月、六月）。

- ③ 佐久間重男氏「明朝の海禁政策」『東方学』六輯、一九五三年七月。
- ④ 『国朝典彙』卷一六九、兵部三三、日本、嘉靖三十五年（一五四六）の条に「時浙人通番皆自寧波・定海出洋」とある。
- ⑤ 松浦章「杭州織造烏林達莫爾森の長崎来航とその職名について―康熙時代の日清交渉の一側面―」『東方学』五五輯、一九七八年一月。
- ⑥ 矢沢利彦氏編訳『イエズス会士中国書簡集1 康熙編』（平凡社、東洋文庫175、一九七〇年十一月）二三八頁。
- ⑦ 長崎来航中国商人の事蹟についての専論と言えるものは、中村孝志氏「東京大船主イッチェン放」『石濱先生古稀記念東洋学論叢』一九五八年十一月。
- 和田久徳氏「トキン華僑林子騰の長崎貿易」『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』一九六四年十月。
- 松浦章「乾隆時代の長崎来航中国商人―汪繩武・汪竹里・程赤城を中心に―」『啞啞』十号、一九七八年六月、同「中国商人と長崎貿易―嘉慶・道光期を中心に―」『史泉』五四号、一九八〇年三月。
- 等々があるのみで、ごく一部の商人像が明らかにされているだけである。
- ⑧ 李氏朝鮮時代に漂着した中国船については拙稿「李朝時代における漂着中国船の一資料―顕宗八年（一六六七）の明船漂着と『漂人問答』を中心に―」（『関西大学東西学術研究所紀要』十五輯、一九八二年三月）所載の「李朝時代における漂着中国船年表」（五五～六二頁）がある。
- ⑨ 『同文彙考』原編卷七一、漂民「庚戌 報西生浦漂人解答」（雍正八年六月二十七日付）に、
 我們俱是上國浙江寧波府商人。奉江南撫院差旨。往日本長崎島辦銅。次今年二月十九日發船。四月初三日。行到普陀山前洋。忽逢颶風。漂蕩洋中。不能制船。流泊此處。通船共四十三人。內一人不幸病死云。
 とある。
- ⑩ ⑪ ⑫ 同書。
- ⑬ 同書、「礼部回咨」（雍正八年九月十五日付）。
- ⑭ 『華夷変態』下冊（財団法人東洋文庫刊、一九五九年三月、一九八一年十一月東方書店覆刻）二〇四九頁、「二番普陀山船之唐人共申口」。
- ⑮ 同書、二〇四九頁。
- ⑯ 同書、二〇三三頁。
- ⑰ 同書、二三九一頁。
- ⑱ 内閣文庫（国立公文書館）刊『唐蠻貨物帳』上冊（一九七〇年三月）三七〇～三七六頁。
- ⑲ 同書上冊、六二〇～六二六頁。
- ⑳ 同書、六二二頁。
- ㉑ 同書、六二五頁。
- ㉒ 同書、六二二～六二五頁記載の金額を比率で算出した。
- ㉓ 大日本近世史料『唐通事会所日録』六卷（東大出版会、一九六五年三月）一二九～一三〇頁。
- ㉔ 『華夷変態』下冊、「二番南京船之唐人共申口」二七八二頁。同書、二七八二～二七八三頁。

- ②⑥ 同書、享保三年「八番南京船之唐人共申口」(船頭柯万藏) 二七九〇頁。
- ②⑦ 大庭脩教授編著『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』(関西大学東西学術研究所資料集刊九、一九七四年三月)、七三、七九、八四、九〇頁。
- ②⑧ 同書、九〇頁。
- ②⑨ 同書、九六頁。
- ③⑩ 別表1の姚鵬飛来航表中の彼が船頭となった時の乗組員数と大庭教授の示されたこの時期の唐船の乗船人数(大庭教授「平戸松浦史料博物館蔵『唐船之圖』について―江戸時代以来航した中国商船の資料―」(『関西大学東西学術研究所紀要』五輯、一九七二年三月)三三〜三四頁)と比較すると、奥船に比べ少ないが、一般的に小型船の多い口船の中では大型に属すと言える。
- ③① 『華夷変態』下冊、二〇二三頁。
- ③② 同書、一九六三頁。
- ③③ 同書中冊(一九五八年三月刊) 一六四六頁。
- ③④ 同書、一七五一頁。
- ③⑤ 同書、一八〇一頁。
- ③⑥ 同書下冊、一八七三頁。
- ③⑦ 同書下冊、二一〇七頁。
- ④① 同書中冊、一七六三〜一七六四、同書下冊一九三九頁。
- ④② 同書下冊、一九三九頁。
- ④③ 同書下冊、一九七六、二〇四九頁。
- ④④ 同書中冊、一四二二頁。
- ④⑤ 同書、一六八二頁。
- ④⑥ 同書、一五九三〜一五九四、一六八二頁。
- ④⑦ 松浦章「長崎来航唐船の経営構造について―特に乾隆・嘉慶・道光期を中心に―」(『史泉』四五号、一九七二年九月)二四頁。
- ④⑧ 『華夷変態』中冊、一七三九頁。
- ④⑨ 同書下冊、一八六四頁。
- ④⑩ 同書、二〇〇七〜二〇〇八頁。
- ④⑪ 同書、二一〇八頁。
- ④⑫ 同書、二一五六頁。
- ④⑬ 同書、二一九五頁。
- ④⑭ 同書、二二七六頁。
- ④⑮ 同書、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一〇、二七三九、二七四四、二七四六、二七六七、二七七七、二七八三、二七九二頁。
- ④⑯ 同書、二七九一頁。丁益謙は胡雲客の甥であり、胡雲客が信牌の件で取調べを受けた心労で病死したため、丁益謙の報告が一番迫力がある。
- ⑤① 同書、二九九一頁、二九四九頁。
- ⑤② 同書、二九四九頁。
- ⑤③ 同書中冊、一六一六頁。
- ⑤④ 同書中冊、一五〇七、一六一六頁、同書下冊、一八七六頁により作成。
- ⑤⑤ 松浦章「清代における沿岸貿易について―帆船と商品流通―」(小野和子氏編『明清時代の政治と社会』、京都大学人文科学研究所、一九八三年三月)。